



福岡医発第 2802 号 (地)

平成 28 年 1 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

築上町「乳幼児医療費支給制度」助成拡大の実施について

築上町では、小学校就学前の乳幼児を対象とした「乳幼児医療費支給制度」が実施されておりますが、今般、定住促進及び子育て支援の一環として医療費制度の充実を図るため、平成 28 年 4 月 1 日診療分から 3 歳以上小学校就学前の子どもの医療費一部自己負担金を廃止し、小学校就学前のすべての子どもに対して医療費を無料化する旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせについては、築上町役場住民課保険係 (0930-56-0300) までご照会ください。

記

1. 受給対象者

- ・小学校就学前 (6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの)
※生活保護の受給者、福祉施設 (医療費が措置される施設) に入所中の方は対象外
※保護者の所得制限なし

2. 医療証について

- ・受給対象となる子どもに新たな「乳幼児医療証」を平成 28 年 3 月中に交付
医療証の色：ラベンダー色
有効期限：6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
負担者番号：81401325 (従来どおり)
受給者番号：変更なし

3. 一部自己負担金について

- ・「乳幼児医療」の3歳以上小学校就学前の子どもは、3歳未満と同様に一部自己負担金なし

(一部負担金の額)

入院：無料

外来：無料

調剤：無料

※入院時の食事代、居住費及び医療保険適用外の費用については従来どおり

4. 乳幼児医療費の請求方法

- ・現行の「乳幼児医療費」と同様

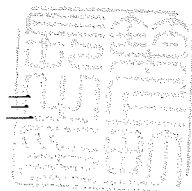
27 築住第011901号

平成28年 1月19日

公益社団法人福岡県医師会

松田 峻一良 様

築上町長 新 川 久 三



築上町「乳幼児医療費支給制度」助成拡大の実施について（お願い）

拝啓

大寒の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から築上町医療行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、築上町では疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、小学校就学前の乳幼児を対象とした「乳幼児医療費支給制度」を実施しています。

この度、築上町では定住促進及び子育て支援の一環として医療費制度の充実を図るため、平成28年4月1日診療分から3歳以上小学校就学前のお子さんの医療費一部自己負担金を廃止し、小学校就学前のすべてのお子さんに対して医療費を無料化することが決定いたしました。

つきましては、制度の内容、および取り扱いについて別添のとおり医療機関へお知らせし、平成28年4月1日からの実施を御依頼申し上げたいと存じます。

なお、豊前築上、京都の医師会、歯科医師会、薬剤師会様、及び所属会員様にも同様の通知を送付させていただき、御協力を御依頼申し上げます。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、乳幼児医療支給制度の助成拡大の実施にあたりまして、何卒御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

築上町役場 住民課 保険係 （担当： 鍛冶・大久）

〒829-0392

築上郡築上町大字椎田891番地2

電話：0930-56-0300（内線：234・235）

築上町 乳幼児医療費支給制度について

築上町では、平成28年4月1日から、乳幼児の医療費を助成する「乳幼児医療費支給制度」の3歳以上の一部自己負担金を廃止し、小学校就学前のお子さんの医療費を無料化することとなりました。乳幼児医療制度の拡大にあたり、助成の内容についてお知らせいたします。

1. 受給対象者

小学校就学まえ(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの)

※生活保護の受給者、福祉施設(医療費が措置される施設)に入所中の方は対象外です。

※保護者の所得制限はありません。

2. 医療証について

受給対象となるお子さんに新たな「乳幼児医療証」を平成28年3月中に交付します。

医療証の色 — ラベンダー色

有効期限 — 6歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっています。

負担者番号 — 81401325 従来どおりです。

受給者番号 — 変更なし

3. 一部自己負担金について

「乳幼児医療」の3歳以上小学校就学前のお子さんは、3歳未満と同様に一部自己負担金がありません。

(一部自己負担金の額)

入院：無料

外来：無料

調剤：無料

※入院時の食事代、居住費および医療保険適用外の費用については従来どおり。

4. 乳幼児医療費の請求方法について

現行の「乳幼児医療費」と同じ方法でご請求くださいますようお願いいたします。

<お問い合わせ>

〒829-0392 築上町大字椎田891番地2 築上町役場 住民課 保険係

(電話) 0930-56-0300 (FAX) 0930-56-0334